さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会規約第11条及び第12条の規定に基づき、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局の運営及び財務に関し必要な事項を定める。

(職員)

- 第2条 事務局に事務局長、事務局次長の他事務局員を置く。
- 2 事務局次長及び事務局員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。
- 3 協議会会長(以下「会長」という。)は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるとき は、職員を任命することができる。

(職務)

- 第3条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代 理する。
- 3 事務局員は、事務局の事務を処理する。

(専決)

第4条 会長、事務局長、事務局次長は、別表2に掲げる事項を専決することができる。

(代決)

- 第5条 決裁権者が不在のときは、別表3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ 同表に定める者が、その事項を代決することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、代決することができない。ただし、上位職員の承認を得たものについては、この限りではない。

(予算)

- 第6条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。
- 2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、予算に追加その他変更する必要が生じたときは、 会長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

(出納員)

- 第7条 事務局に出納員を置く。
- 2 出納員は、事務局次長とする。

(金融機関)

第8条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

- 第9条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月25日から施行する。

附則

この規程は、令和6年5月7日から施行する。

別表1(第3条関係)

事務局職名	職名
事務局次長	北海道石狩振興局地域創生部地域政策課長
事務局員	北海道石狩振興局地域創生部地域政策課に属する者

別表2 (第4条関係)

1 会長専決事項

- (1) 第2条第3項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関すること
- (2) 1件の金額が2千万円以上の支出負担行為に関すること

2 事務局長専決事項

- (1) 1件の金額が2千万円未満の支出負担行為に関すること
- (2) 支出負担行為の行われた1件の金額が2千万円以上の支出命令に関すること

3 事務局次長専決事項

- (1) 1件の金額が500万円未満の支出負担行為に関すること
- (2) 支出負担行為の行われた1件の金額が2千万円未満の支出命令に関すること
- (3) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること

別表3 (第6条関係)

決裁区分	代決することができる者		
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がと	
		もに不在で、かつ緊急でやむを得	
		ないとき	
会長の決裁事項	事務局長	事務局次長	
事務局長の決裁事項	事務局次長	_	